

答弁書第六号

内閣参質一六二第六号

平成十七年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍から排出される廃棄物の処理及び環境調査に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍から排出される廃棄物の処理及び環境調査に関する質問に対する

答弁書

一について

お尋ねの「廃棄物の量」については、政府としては承知していない。

二について

お尋ねの「契約内容」については、政府としては承知していない。

三及び四について

我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）による環境保護及び安全のための取組については、合衆国軍隊が遵守すべき環境に係る基準として日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択するとの基本的考えの下で合衆国軍隊によって作成される「日本環境管理基準」（以下「JEGS」という。）に従って行われており、このことは、平成十二年九月の日米安全保障協議委員会において策定された「環境原則に関する共同発表」においても確認されている。そして、JEGSには、廃棄物の分類、収集、運搬、保管、処分等に係る基準が定められているものと承知している。

政府としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二十五条１の規定に基づいて設置された合同委員会の下にある環境分科委員会（以下「環境分科委員会」という。）において、アメリカ合衆国政府と環境問題に関する調査検討を行うことにより、J E G S が遵守されるよう取り組んでいくところである。

今後とも、合衆国軍隊に係る廃棄物が適切に処理され、環境汚染が生じないように、環境分科委員会の枠組みを通じて適切に対処してまいりたい。

五について

政府としては、毎年、合衆国軍隊が使用する施設及び区域における水質及び大気質の環境調査を行っているところである。なお、合衆国軍隊に係る環境問題が生じた場合には、環境分科委員会の枠組みを通じ、適切に対処してまいりたい。

六について

御指摘の「合意文書」は、昭和四十八年の環境に関する協力についての日米合同委員会合意を指すもの

と思われるが、その内容は、既に公表されているとおり、環境問題が発生した場合の手続等に関するものであり、現在、外務省のホームページにも掲載されている。

